

## 1. 指定管理者制度の概要

- (1) 根拠法令 地方自治法第244条の2、指定手続条例、各施設設置条例
- (2) 目的 多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上と、経費の削減等を図る
- (3) 経過
- |        |                                                                                       |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成17年度 | 指定管理者制度の導入                                                                            |
| 平成19年度 | リスク分担の拡充（燃料費単価変動を追加）                                                                  |
| 平成21年度 | モニタリング制度の導入                                                                           |
| 平成24年度 | 指定期間を原則5年に延長（新規施設は3年）<br>利用料金制の導入、使用許可権限の付与                                           |
| 平成25年度 | リスク分担の拡充（電気料単価変動を追加）                                                                  |
| 平成29年度 | 利益還元の導入<br>リスク分担の拡充（人件費単価変動を追加）<br>モニタリングに定量的評価項目（目標利用者数の達成状況、利用者満足度等）の導入と次期選定の選考への活用 |
| 令和6年度  | リスク分担割合の見直し                                                                           |
| 令和7年度  | リスク分担の物価・賃金スライド制度への転換                                                                 |
- (4) 運用上の主な制度
- 物価・賃金スライド制度(令和7年度管理開始施設から導入)
- ・人件費・燃料費・電気料金等の価格変動分を予算編成時に積算し、年度当初から支払うことで、資金繰りを改善し、見通しを持った管理を可能とする制度
- 利益の還元制度（平成29年度導入）
- ・利用料金制度導入施設で、突発的な利用増による利用料金の増収分や、自動販売機売り上げの一部を市に還元する制度
- モニタリング評価結果の次期選定への活用（平成29年度導入）
- ・良好な施設管理に対する意欲を高めるため、現指定管理者が次期選定に応募する場合、モニタリング評価結果に基づき選考の評価点を加減算する制度

## 2. 現状の確認

令和8年度は5年ごとの多くの指定管理施設の選定期間にあたることから、新たな指定管理者の選定にあたり、制度運用の成果・効果の確認や今後に向けた課題抽出のため、指定管理者や施設所管課への調査のほか、モニタリング評価結果などにより現状の確認を行いました。

### (1) 効果・成果、指定管理者による主な取組

令和6年度の利用者アンケートでは、アンケートを実施している25施設グループ全てで、80%以上の方が満足・やや満足と回答しており、指定管理者によるサービス向上の取組が、高い利用者満足度に繋がっていると考えられます。

#### OSNSやホームページを通じた情報発信

#### ○利用環境の整備（ハード整備）

- ・キッズスペースの設置(帯広の森、大平原交流センター)
- ・Wi-Fiの整備(火葬場、よつ葉アリーナ十勝)
- ・設備・備品の導入による環境改善(火葬場、都市農村交流センター)

#### ○利用者ニーズを捉えた取組（ソフト事業）

- ・専門性を活かした講座・教室、体験イベント、コンサート等の実施
- ・修学旅行受け入れ、観光客向けプログラムの実施(とち大平原交流センター)

#### ○利便性の向上の取組

- ・使用許可権限の付与による、利用手続きの簡素化
- ・貸室の時間貸しによる利便性・利用率向上（とちプラザ）
- ・予約キャンセル枠の希望者への紹介（市民文化ホール）

### (2) 主な課題

物価上昇や人手不足など社会一般の課題は、指定管理施設の管理においても課題となっています。また、施設の老朽化も課題として挙げられています。

- ・物価・賃金の上昇への対応
- ・人材確保が困難、人材確保のため処遇改善が必要
- ・利用者数が減少傾向の施設がある
- ・施設の老朽化により修繕を要する箇所が増加

3. 次期選定の方向性について

(1) 対象施設等

- 令和8年度は、15施設グループ、79施設の選定を予定しています。  
(内訳は右表のとおり)
- 他の直営施設については、各施設の態様を踏まえ、制度導入の可能性を含め、施設の管理運営手法について継続的に検討します。

(2) 制度運用の見直し

- 施設の実態に応じた適切な仕様の整理及び積算
- 直近の単価や見積もりに基づく適切な積算
- スライド制度適用による将来の物価変動への対応
- 施設の老朽化に対応した修繕・改修の実施、修繕料の必要額の確保
- モニタリング等を通じた意見・情報交換機会の確保と管理運営の実態の把握
- モニタリングの改善（評価項目・方法の見直し、様式の改善）

(3) 今後のスケジュール（予定）

- 7月21日 総務委員会報告
- ～9月頃 庁内調整、募集要項の作成
- 9～10月 指定管理者の募集
- 11月中旬 指定管理者選定委員会の開催、候補者の選定
- 12月議会 指定管理者の指定及び債務負担行為設定に係る議案提出

○指定管理施設数の推移

|        | 前期間<br>(H29～R3年度)<br>R3.4.1時点 | 現期間<br>(R4～R8年度)<br>R8.4.1時点 | 次期（予定）<br>(R9～R13年度)<br>R9.4.1見込み |
|--------|-------------------------------|------------------------------|-----------------------------------|
| 指定期間   | 原則5年                          | 原則5年                         | 原則5年                              |
| 導入施設   | 302／483施設                     | 281／456施設                    | 282／457施設                         |
| 利用料金制  | 29施設                          | 28施設                         | 28施設                              |
| 使用許可権限 | 31施設                          | 30施設                         | 30施設                              |
| 公募・非公募 | 原則公募                          | 原則公募                         | 原則公募                              |

○令和8年度選定予定施設 【15施設グループ 79施設】

| 施設グループ名         | 施設数 | 担当課     | 現指定期間 |
|-----------------|-----|---------|-------|
| グリーンプラザ         | 1   | 地域福祉課   | R4～R8 |
| 休日夜間急病センター      | 1   | 健康推進課   |       |
| 帯広駅北地下駐車場・駅南駐車場 | 2   | 商業労働課   |       |
| 北愛国交流広場         | 1   | 観光交流課   |       |
| シルバーいきいきプラザ     | 1   | 商業労働課   |       |
| 都市農村交流センター      | 1   | 農政課     |       |
| とかち大平原交流センター    | 1   |         |       |
| 八千代公共育成牧場       | 1   |         |       |
| 畜産物加工研修センター     | 1   |         |       |
| 畜産研修センター        | 1   |         |       |
| 都市公園（北地区）       | 29※ | みどりの課   |       |
| 都市公園（南地区）       | 20  |         |       |
| 市民文化ホール         | 1   | 生涯学習文化課 |       |
| 帯広の森運動施設        | 12  | スポーツ課   |       |
| 南町等屋外運動施設       | 6   |         |       |

※都市公園(北地区) は前期より1施設増となるもの(工団緑地第20号)

○令和8年度選定対象外施設 【15施設グループ 203施設】

|                  |     |               |         |
|------------------|-----|---------------|---------|
| 帯広の森             | 1   | みどりの課         | R5～R9   |
| 都市公園（緑ヶ丘公園ほか）    | 172 |               |         |
| 十勝川河川敷運動施設       | 2   | スポーツ課         | R6～R10  |
| 札内川河川敷運動施設       | 1   |               |         |
| 児童保育センター（東エリア）   | 4   | こども課          | R7～R11  |
| 児童保育センター（川北エリア）  | 3   |               |         |
| 児童保育センター（中央エリア）  | 4   |               |         |
| 児童保育センター（緑西エリア）  | 3   |               |         |
| 児童保育センター（西エリア）   | 4   |               |         |
| 児童保育センター（南エリア）   | 2   |               |         |
| 児童保育センター（農村部エリア） | 2   |               |         |
| とかちプラザ・南公園       | 2   | 生涯学習文化課・みどりの課 |         |
| ポロシリ自然公園         | 1   | 観光交流課         |         |
| 火葬場              | 1   | 戸籍住民課         |         |
| よつ葉アリーナ十勝        | 1   | スポーツ課         | H31～R21 |